

前回に引き続き、7月1日に新ルールが施行される電動キックボードを取り上げます。
改正道交法で「特定小型原動機付自転車（以下、『特定原付』）」が新設されることにより、16歳以上
は運転免許証無しで運転可能になります。
昨今は当区分の基準に適合する電動キックボード製品の発表など、メディアでのニュースも増えて
きました。

ここで最近気になっているのが、一部報道に見られる「特定原付は、時速6km以下で歩道を通行で
きる」という主旨の表現です。
この内容からは、「電動キックボードは時速6km以下であれば、“どの歩道でも”通行できる」と誤
解を招く恐れがあります。

まず歩道を通行することができるのは、保安基準などの条件を満たした特定原付の内、
・最高速度表示灯を点滅させること
・時速6kmを超える速度を出すことができないこと等
の条件を満たす「特例特定小型原動機付自転車（以下、『特例特定原付』）」に限られます。

そして通行できるのは「すべての歩道」ではなく、普通自転車が歩道通行できることを示す道路標識
が設置されている歩道に限られます。
つまり、例外的に歩道通行が認められている自転車の場合と同様になります。

先週末まで令和5年春の全国交通安全運動が実施されていましたが、電動キックボードに関する取
り組みはあまり目にすることはありませんでした。
新ルールが施行される7月1日に向け、今後「特定原付」「特例特定原付」の定義やルールの周知徹
底が図られることを期待します。

尚当財団では、交通安全指導を担当される先生方などを対象に、電動キックボードをテーマとした研
修会の開催を予定しています。

以下URLにて、5/15（月）より受付を開始しています。皆さまのご参加をお待ちしております。

<http://jaef.or.jp/5-kensyu/pdf/%E4%BB%A4%E5%92%8C5%E5%B9%B4%E5%BA%A6%E7%AC%AC3%E5%9B%9EJAEF%E7%A0%94%E4%BF%AE%E4%BC%9A%E3%81%AE%E3%81%94%E6%A1%88%E5%86%85.pdf>

ご参考）警視庁ホームページ：特定小型原動機付自転車のルール等

https://www.keishicho.metro.tokyo.lg.jp/kotsu/jikoboshi/electric_mobility/electric_kickboard.html

日本自動車教育振興財団 メルマガ事務局

【読者の皆さまへ】

私どもは、先生方や高校生の皆さんにより有益なご支援を提供してまいりたいと考えております。
つきましては、当財団の事業やご支援メニューについて、ご意見やご要望等をお寄せください（以
下のいずれかの方法にてお願いします）。

1. 当メルマガに返信

2. SNSでのコメント、返信

ツイッター <https://twitter.com/jidousyakyouiku>

フェイスブック <https://www.facebook.com/jaef2019/>